

自然災害により居住していた住宅が被害を受けた方の財形持家転貸融資の貸付金利引下げについて

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の自然現象により生じる災害（以下「自然災害」という。）により住宅に被害を受けた勤労者の方が、新たに財形持家転貸融資のお申込みをされる場合に、次のとおり貸付金利の引き下げ等の措置を実施します。

	自然災害で被害を受けた場合	自然災害のうち、指定（激甚）災害で被害を受けた場合
貸付金利	お借入日から5年目まで・・・お申込日の通常金利から0.2%を引下げ 6年目以降・・・5年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し) 【中小企業特例又は子育て特例と併用する場合】 お借入日から5年目まで・・・お申込日の通常金利から0.4%を引下げ 6年目以降・・・5年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し)	お借入日から5年目まで・・・お申込日の通常金利から0.2%を引下げ 6年目から10年目まで・・・5年経過後の通常金利から0.2%を引下げ 11年目以降・・・10年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し) 【中小企業特例又は子育て特例と併用する場合】 お借入日から5年目まで・・・お申込日の通常金利から0.4%を引下げ 6年目から10年目まで・・・5年経過後の通常金利から0.2%を引下げ 11年目以降・・・10年経過後の通常金利を適用 (以後5年経過ごと見直し)
ご利用できる方	<住宅の建設・購入の場合> 財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、自然災害により、居住していた住宅が被害を受けたことにより新たに住宅を建設・購入しようとしており、当該住宅の被害の程度が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の「り災証明書」を提出できる方 <住宅の補修の場合> 財形持家転貸融資が利用できる勤労者のうち、自然災害により、災害発生時に居住していた住宅が被害を受けたことにより住宅を補修する方で、「り災証明書」を提出できる方	
融資の対象となる住宅・土地	・住宅の新築資金（土地の取得・整備資金を含む） ・新築住宅の購入資金 ・中古住宅の購入資金 ・住宅の補修資金	
融資限度額	次の1、2のいずれか低い額 1 申込日における一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄の残高（合計）の10倍の額（最高4,000万円） 2 住宅の新築、購入に必要な額及び土地の取得（整備を含みます。）に必要な額（所要額）の99%相当額以内の額又は住宅の補修に必要な額（所要額）の99%相当額以内の額 ※ 融資の額は50万円以上とし、10万円未満の端数は切り捨てます。 ※ 融資の額は担保等の状況によって減額となることがあります。	
返済期間	最長35年以内（住宅の種類、お申込時の年齢により返済期間が変わります。） ご希望により、お借入日から3年以内（補修の場合は1年以内）の元金据置期間（利息のみの支払期間）の設定が可能 ※ 元金据置期間を設定した場合には、据置期間分、返済期間が延長される	
お申込期間	り災日から2年が経過する日までの間で、独立行政法人勤労者退職金共済機構が定める各事業年度の財形持家転貸融資の募集期間内	り災日から5年が経過する日までの間で、独立行政法人勤労者退職金共済機構が定める各事業年度の財形持家転貸融資の募集期間内
	※ 建築制限等により上記期間内に住宅の建築ができない場合の申込受付期間は、建築制限等の解除後6ヶ月以内	
お申込先	※お申込先は勤労者の方の状況により異なりますので、勤務先の福利厚生担当者等にご確認ください。 ① 勤務先事業主自らが従業員に対して財形持家転貸融資を行う場合 → 勤務先事業主 ② 勤務先事業主が加入する事業主団体を通じて財形持家転貸融資を行う場合 → 事業主団体 ③ 勤務先事業主が福利厚生会社に出資している場合 → 福利厚生会社（財形住宅金融(株)）	
お申込開始日	災害発生日から	

ご相談窓口
 独立行政法人 勤労者退職金共済機構
 勤労者財産形成事業本部 業務運営課 審査・融資係

<電話> 0120-989-534（通話料無料）
 <FAX> 03-3980-3365